

四	三	二	一	○
發行方 法	用振替 法の適	の法發号名 條律行稱 項及の び根 そ拠記	令件成和元年次 國債の發行等 省告示第 財務省告示第 利付債告示第 大藏省告示第 五百五十二號	

競債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財九利
 争市め別つ入入。へ格替適下（平成十三年法律第七十五号）
 入場る参て札札に以を機用「振替法」
 札特も加、と発よ下競関を受
 発別の者財同行る「争は受け
 行参にご務時「発価に日け
 一加よと大にと行格付本る」と
 と者るに臣行い「競し銀も
 い・発応がわう以争て行のう
 う第行募各れ。下入行とと。
 ）。I（限国る、「札わすし
 及非下度債入価価」れる、の
 び価額市札格格とる。そ規
 価格国を場で競競い入の定

債項律計号法め營四政十付
 、及第に「律のに号法九国
 株び二關第一公必」（回庫財
 式第十す三平債要第昭債券
 等六三る条成のな四和
 の十号法第二發財條二
 振二「律一十行源第十二
 替十二条第一項四のの一二
 に關四十成び法例保及法
 する項六十に律にをび律
 法条九特第關圖財第
 第年別百する法政三

利付債券大臣（二年）（第三百
 麻生太郎

第五條に關する省令（昭和五十七年大藏
 一日に第十一項（昭和五十七年大藏
 する。したる規定に基づき、
 利付債券大臣（二年）（第三百
 行）

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

口 イ

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

第公必四つ定う円額
 三債要億いにち面
 条のな五て基、金
 第発財千はづ財額
 一行源二、き政で
 項のの十額発法一
 の特確万面行第兆
 規例保円金し四六
 定にを、額た条千
 に関図財で利第二
 基する政九付一百
 づるた運百国項十
 き法め營九債の九
 発律のに十に規億

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格
 行參よと大に競
 「加るに臣行争
 と者發応がわ入
 い・行募各れ札
 う第へ限國るの
)。II以度債入募
 非下額市札入
 価一を場での
 格國定特あ決
 競債め別つ定
 争市る參てを
 入場も加、し
 札特の者財た

七

ロイ
払

行争非者特国入価込	行争非者特国行争非者特国
入価・別債札格金	入価・別債入価・別債
札格第參市發競金	札格第參市札格第參市
發競I加場行爭額	發競II加場發競I加場

ハ

ロ

八三一一
 万千万兆
 千七円六
 円百千
 九三
 十百
 七八
 億億
 八六
 千千
 八五
 百百
 六二
 十十

でた条特七いに關國財十金し二千はき第算七面行
 二利第別億て基する政万額た条五、発四分百金し
 千付一會円、づるた運円で利第百額行十、三額た
 二国項計へ額き法め營六付一八面し六、十で利
 百債のに令面發律のに千国項十金た條特五六付
 八に規關和金行第公必八債の五額第別万千國
 十つ定す元額し三債要百に規万で利付一會円二債
 一いにる年でた条のな六つ定円二項計へ百に
 億て基法度三利第發財十いに、千國債規關和十い
 一いにる年でた条のな六つ定円二項計へ百に
 億て基法度三利第發財十いに、千國債規關和十い
 額き第算七国項のの六、き第四つにる年億は
 面發四分百債の特確百額發六億い基法度四、
 金行十、七に規例保額し六、十つ定にを六面行十九てづ律予千額

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一

九
八
ハ

振額最
替低行争非者特国
額入価・別債
単面札格第参市
位金発競II加場

初利入価・別債行争非者特国入価発
期札格第参市及入価・別債札格行行
利發競II加場び札格第参市發競価
子率行争非者特国發競I加場行争格日

の銀額し令年
翌行を、和〇
當休支次元・
業業払の年一
日日う算十バ
にに。式月一
支当たに一セ
払ただよン
うるしり日ト
へと、算を
以き支出支
下は払し払
、期た期
次そが金と

錢額錢額平す額の振五万二
三面以面成るの記替万三千
厘金上金三。整載法円千二
額の額十数又の円百九
百そ百一倍は規九
円れ円年の記定十
にぞに四金録に十三
つれつ月額はよ億六
きのき一に、る
百応百日よ最振千
円募円る低替百
五価五も額口三
十格十の面座十
五五と金簿九

十九 十八 十七 六五 四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以